平成２３年（フ）第１１０４号
名古屋市名東区社台１丁目89番地　第３メゾン柴田207号、住民票上の住所名古屋市名東区藤森西町1907番地　グローリアス明徳公園202号
破産者　永井　　徹
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８０号
京都府京丹後市峰山町富貴屋６番地、前住所京都府京丹後市峰山町長岡496番地の１
破産者　小池　啓一
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第８１号
京都府京丹後市峰山町長岡496番地の１
破産者　片岡さえ子（旧姓小池）
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１２２号
福島県西白河郡中島村大字滑津字新田27番地
破産者　海老名正俊
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第８２８号
川崎市宮前区菅生ケ丘41番１―508号　市営住宅
破産者　山崎　　郁
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９７１号
川崎市高津区北見方１丁目20番24号　ホワイトハウス303、前住所川崎市高津区諏訪２丁目10番30号　ファミリーコーポ玉川Ⅱ―102
破産者　花木　一郎
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３７号
川崎市多摩区菅北浦５丁目７番３―105号
破産者　瀧田　和也
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３８号
川崎市麻生区下麻生１丁目１番２―306号、前住所川崎市麻生区上麻生７丁目23番１―706号
破産者　瀧田　茂信
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２５３号
川崎市多摩区枡形２丁目３番11号　サンハイツ202、前住所川崎市宮前区菅生２丁目22番20号　清光ビル301
破産者　清水　一男
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７０号
川崎市麻生区東百合丘２丁目18番７号　東百合ヶ丘ハイツ101、前住所川崎市麻生区片平７丁目７番11号　リヴェール202
破産者　蝉平　記代
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
富山県射水市高場新町１丁目14番地
破産者　河瀬　宗治
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第２０号
富山県高岡市石瀬629番地９
破産者　河瀬　重治
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第２１号
富山県射水市高場新町１丁目14番地
破産者　河瀬　邦子
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１０７号
京都市下京区七条御所ノ内北町69番地　インペリアル京都405号室
破産者　清水富士男
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５４９号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字段ノ下２番地　１―403号
破産者　藤本　秀世
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２５６号
大阪府東大阪市喜里川町11番３号
破産者　田中　丈稔
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７６号
愛媛県松山市萱町６丁目26番地　サンエイハイツ萱町103号
破産者　内藤　正人
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１１号
高知県高岡郡四万十町金上野1261番地
破産者　堀本　裕滋
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部